

船舶事故調査報告書

令和3年10月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月23日 20時00分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市池間島西方沖 池間島灯台から真方位247° 0.93海里（M）付近 （概位 北緯24° 55.8′ 東経125° 13.2′）
事故の概要	小型兼用船西水産は、航行中、浅礁に乗り揚げた。 西水産は、舵板及びプロペラ翼の曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	小型兼用船 西水産、2.7トン 293-20789鹿児島、個人所有 10.30m (Lr) × 2.60m × 0.71m、FRP ディーゼル機関、147.10kW、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	船長 60歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成30年5月18日 免許証交付日 令和2年1月7日 (令和5年10月10日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	舵板及びプロペラ翼に曲損、船底外板に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、平均風速 4.2m/s、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約1.2m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び乗組員が乗り組み、購入した本船を宮古島市荷川取漁港に回航する目的で、令和3年5月17日10時00分ごろ鹿児島県伊仙町面縄港を出港した。 本船は、池間島灯台に向けて南進中、23日19時00分ごろ、前路に停泊灯を表示している釣り船1隻（以下「停泊中の釣り船」という。）を認めたので、これを避ける目的で左転して南東進した。 船長は、池間島灯台の西南西方沖約1Mに設置された池間島西方灯

	<p>標（灯質：群急閃白光、毎15秒に9急閃光）（以下「本件灯標」という。）と平良港の街灯が混ざって分かりにくい状況の中、同港の街灯を目標として航行を続けていたところ、GPSプロッタの池間島西方にある浅礁（以下「本件浅礁」という。）に対する接近警報が作動したので、停泊中の釣り船を見ながら徐々に右転していたところ、20時00分ごろ、本船の舵板とプロペラが本件浅礁付近の岩の間に挟まれて動けなくなったことを認めた。</p> <p>船長は、主機を前後進させて離礁を試みたが、舵板とプロペラが岩の間に挟まっているので前後進させることができず、また、舵も効かないので、本船を離礁させることができず、主機を停止した。</p> <p>本船は、動けなくなった時刻が干潮に向かう頃だったので、時間の経過に伴い本事故発生場所付近の潮位が下がって白波を生じ、白波によって本件浅礁の上に押し上げられた。</p> <p>船長は、錨を投入して船固めをした後、携帯電話で海上保安部に救助要請を行い、本船上で救助を待った。</p> <p>船長及び乗組員は、24日00時00分ごろ来援した巡視船に移動し、07時00分ごろ船長が手配したタグボートに移動した。</p> <p>本船は、満潮になる少し前の16時30分ごろタグボートによって引き出された後、荷川取漁港にえい航され、陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 事故発生現場（本件灯標付近）、写真2 本船、写真3 舵板、写真4 プロペラ 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船尾に設置された舵板の下端まで喫水が約2.5mであった。</p> <p>船長は、本船を伊仙町の船舶所有者から購入し、船長の地元である宮古島市まで回航を行っていた。</p> <p>船長は、宮古島市が地元であり、宮古島周辺海域で過去に何度も操船した経験があり、本件浅礁の存在も認識していた。</p> <p>海図W1281（平良港付近）によれば、本件灯標と池間島北西端の間には、東西約1,300m、南北約300mの本件浅礁が広がっており、本船は、南進する際、本件灯標の西方沖を航過する必要があった。</p> <p>船長は、航行中、GPSプロッタで正確な船位の確認を行っていなかった。</p> <p>船長及び乗組員は、本事故時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、池間島西方沖において、船長が、本件灯標と平良港の街灯が混ざって分かり難い状況の中、同港の街灯を目標として航行を続け</p>

	<p>たことから、本件浅礁に向かっていることに気付かず、本件浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、池間島西方沖において、船長が、本件灯標と平良港の街灯が混ざって分かり難い状況の中、同港の街灯を目標として航行を続けたため、本件浅礁に向かっていることに気付かず、本件浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験のある海域においても、浅礁等が存在する海域を航行する場合には、目視のみならず、GPSプロッタ等の航海計器を活用し、船位の確認を行うこと。 ・ 夜間に航行する際、針路目標として街灯の明かりだけで判断するのではなく、灯台及び灯標を正しく視認して船位の確認を行うこと。 ・ 船型によっては、舵板等船体の一部において喫水が深い箇所があるので、最深部の喫水を正確に知っておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

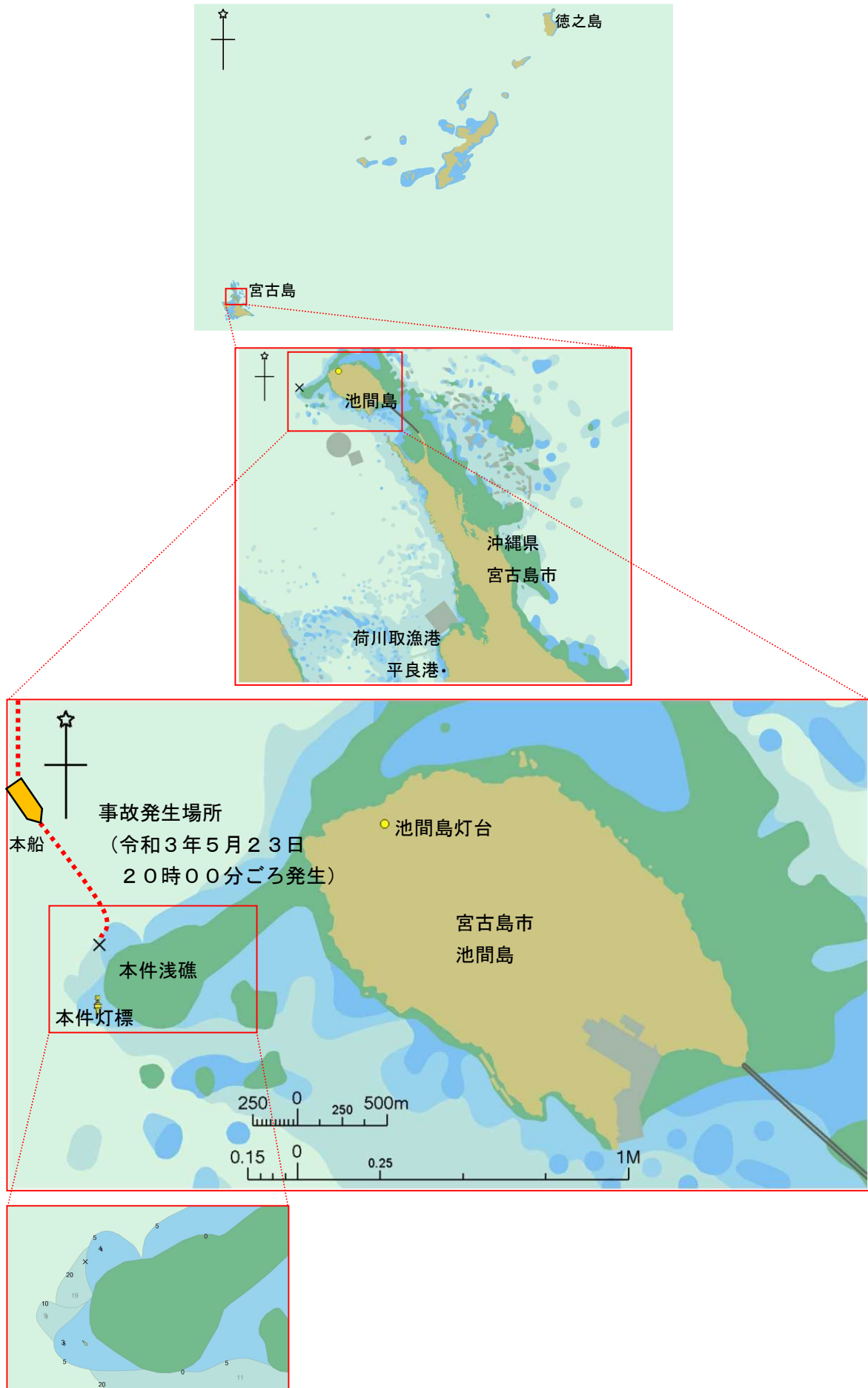


写真1 事故発生現場（本件灯標付近）



写真2 本船



写真3 舵板



写真4 プロペラ

